

## 市民協働まちづくり事業補助金

### 事業目的

この事業は、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進することを目的に、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、事業費の一部を補助するものです。

### 補助対象事業

地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、市民等の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、次のいずれかに該当するもの。

- 1、市民協働を進めていくために必要と認める事業
- 2、本市のまちづくりに必要と認める事業

#### 《対象とならない事業》

- 市の他の補助を受けている事業または補助対象事業
- 他の団体を補助する事業
- 事業効果が特定の個人または団体のみに利益を受ける事業
- 既存施設などの修繕を目的とする事業
- 団体の運営を目的とする事業
- 宗教および政治活動を目的とする事業
- 営利のみを目的とする事業

### 補助対象団体

次の要件を全て満たす団体

- (1) 5人以上で構成する団体で、その過半数がみやま市に在住または在勤もしくは在学していること
- (2) 団体の組織及び運営を定めた規約、会則などがあること
- (3) 市内に活動拠点を有し、かつ、市内において主な活動を行っていること

#### 《対象とならない団体》

- 暴力団員又は社会的に非難される関係を有する者を含む団体
- 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- 公序良俗に反する団体

### 補助金額

対象経費の5分の4以内で上限額30万円  
※毎年度予算の範囲内で補助します。

### 補助期間

補助金は当該年度事業分として交付し、実施期間は交付決定の日から翌年の3月31日までです。特に継続が必要と認めた場合は、同一事業で3年を限度に交付申請ができます。

## 補助対象経費

### 《対象となる経費》

- 当該事業に係る経費とします。
  - 報酬等（講師・専門家・出演者等への報酬・謝金）
  - 消耗品（文具、その他消耗品）
  - 印刷費（資料等の印刷代）
  - 通信運搬費（切手、はがき等郵便料）
  - 借上料（会場借上料、器具・機材等レンタル料等）
  - 保険料（損害保険料）
  - 手数料（振込手数料、クリーニング代等）
  - その他事業の実施に必要な経費で、市長が特に必要と認める経費

### 《対象とならない経費》

- 団体の経常的な運営維持管理経費（施設の電気代、修繕費、関係団体への負担金等）
- 団体構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、交通費及び宿泊費
- 他団体への補助及び寄贈等を目的とする経費
- その他事業と直接関係のない備品等、補助することが適当でないとする経費

## 補助事業の決定等

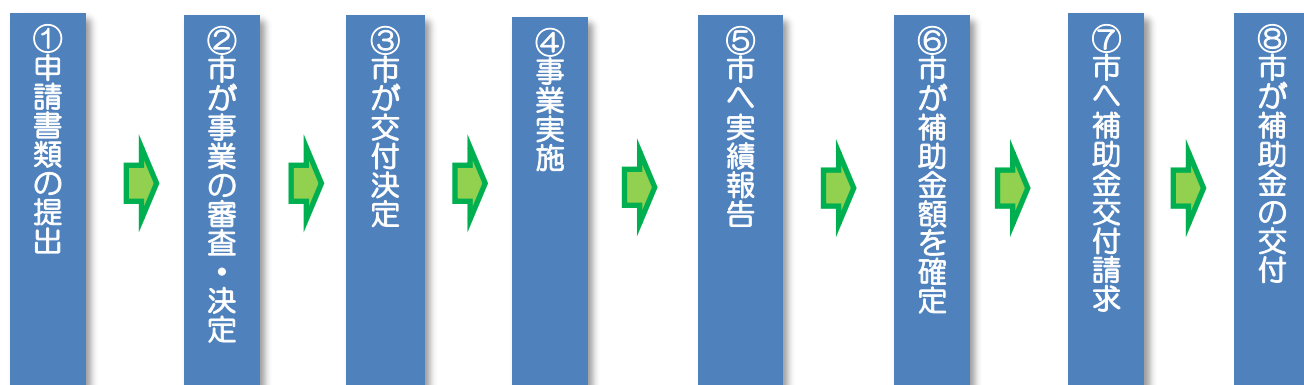
市が組織する「市民協働事業審査委員会」において、審査基準に基づき提出書類の審査を行い、補助事業の決定を行います。

※補助事業の決定は、おおむね3団体を予定しています。

### 《審査基準》

評価項目	評価の着眼点
公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域振興に寄与する活動か</li><li>• 事業効果が特定の個人、団体のみに帰属するものとなっていないか</li><li>• 市が実施するよりも公共の利益の増進が図れるか</li></ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域課題の解決につながるか</li><li>• 市民の満足度が高まり、具体的な成果が期待できるか</li><li>• この補助金で支援すべきか</li></ul>
連携性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地域との連帯強化を図れるか</li><li>• 市や市民、まちづくり団体等との協働が図られるか</li></ul>
先駆性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性など、柔軟な視点はあるか</li><li>• 既に市の事業として実施していないか</li></ul>
事業費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 予算の見積もりは適切か</li><li>• 費用対効果が見込めるものか</li><li>• 団体の運営に係る経費が含まれていないか</li></ul>
発展の可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 協働のまちづくりを推進するものとなっているか</li><li>• 市民公益活動を促進するか</li><li>• 協働してまちづくり事業を行うことで相乗効果が期待できるか</li></ul>
実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的・具体的で、実現可能なものとなっているか</li></ul>
自立継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>• 自立に向けた事業の継続性はあるか</li><li>• 自己資金調達の努力があるか</li><li>• イベント等一過性の取組みとなっていないか</li></ul>

## 申請の流れ



## 申請方法

### (1) 申請期間

令和6年4月1日（月）～5月9日（木）

### (2) 申請書類

- 事業申請書
- 事業計画書
- 事業収支予算書
- 申請団体調書
- 役員等調書及び照会承諾書
- 団体規約・会則
- 会員名簿
- その他市長が必要と認める書類

## 実績報告

事業終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて提出して下さい。

- 実績報告書
- 事業報告書
- 事業収支決算書
- 事業に要した費用の領収書の写し
- 消費税仕入控除税額等報告書
- その他市長が必要と認める書類

❖問い合わせ・提出先❖  
みやま市 総務部 企画振興課 企画・地方創生係  
TEL 0944-64-1504  
Mail kikaku@city.miyama.lg.jp



みやま市マスコットキャラクター  
くまっぴー